

久留米市公告第105号

電動裁断機賃貸借について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第4条の規定に基づき公告する。

令和3年7月1日

久留米市長 大久保 勉

1. 入札に付する事項

(1) 業務名

電動裁断機賃貸借

(2) 履行場所

久留米市役所本庁舎6階（1台）

(3) 業務内容

別紙「電動裁断機賃貸借仕様書」のとおり

(4) 履行期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日まで

(5) 入札書比較価格

19,600円（税抜き）

2. 入札に参加する者に必要な資格

(1) 資格審査方法

事前審査

(2) 参加資格

入札参加できる者は、競争入札参加資格審査申請書の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- ① 過去5年間に、国(公団等を含む。)及び地方公共団体(以下「官公署」という。)との間に電動裁断機導入及び保守の契約実績があること。
- ② 令和2・3・4年度久留米市競争入札参加資格(物品)を有する者であること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- ④ 久留米市指名停止等措置要綱(平成6年久留米市庁達第6号)による指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)を完納していること。
- ⑥ 入札に参加しようとする者(本店又は支店等)の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。

ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料

イ アを除く福岡県内 県税

- ⑦ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

3. 契約条項を示す場所

久留米市 総務部 情報政策課（久留米市役所本庁舎5階）

4. 入札参加資格の確認

（1）提出書類

入札参加を希望する者は、以下の①～④に掲げる提出書類を全て郵送にて提出すること。

- ① 競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）
- ② 使用印鑑届（第2号様式）
- ③ 参加資格調書（第3号様式）
- ④ 契約実績表（第4号様式）

（平成29年4月1日から令和3年3月31日までに提供した国および地方公共団体へのサービス提供実績を記入すること。なお、終了年月について、現在継続中の場合は、記載不要とする。）

（2）提出期限及び注意事項

令和3年7月21日（水）17時15分必着（期限厳守）

- ① 「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかでの郵送または持参すること。
- ② 封筒の表面に「電動裁断機 入札参加資格確認申請書在中」と赤字で記載すること。
- ③ 期限までに提出がなかった場合は、「電動裁断機賃貸借」に関する条件付一般競争入札への参加が出来ないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、本市は書類の受付は行わない。

（3）提出先（宛先）

「12. 問い合わせ先」を参照

（4）入札参加資格確認通知

入札参加資格審査申請書を提出した者には、資格審査を行った後、令和3年8月2日（月）までに文書にて通知を発送する。なお、審査結果に係る問合せ等は、一切受け付けない。

5. 入札方法

入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により、入札に参加すること。(入札参加資格なしとされた者及び期限までに、4.(1)の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。)

(1) 提出書類(※久留米市ホームページよりダウンロードすること。)

① 入札書(第7号様式)

(2) 提出期限

令和3年8月10日(火) 17時15分必着(期限厳守)

(3) 提出先(宛先)

「12. 問い合わせ先」を参照

(4) 郵送方法

① 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送すること。持参不可。

② 封筒表面に、「電動裁断機賃貸借 入札書(第7号様式) 在中」と記載すること。

③ 封筒裏面に、差出人の住所、商号(名称)、代表者の職名及び氏名を記入する。

また、封緘(封の糊付け)、封筒の継ぎ目に押印すること。なお、縦書き・横書きどちらでも有効とする。

④ 代理人が入札する場合には、委任状(第8号様式)を提出すること。

⑤ 郵便入札以外の受理及び締め切り後の入札書の受理は、一切認めない。

(5) 入札に関する注意事項

入札者は消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している月額料金の金額から消費税額相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。ただし、契約にあたっては、入札書に記載された月額料金の金額に、その消費税額相当額を加算した額をもって、月額契約金額とする。

6. 開札

(1) 日時

令和3年8月20日(金) 10時00分

(2) 場所

久留米市役所本庁 5階 501会議室

(3) 立会

入札者のうち、立会い希望者を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札者の決定方法

入札書比較価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

開札後、令和3年8月20日(金)中に、入札に参加したすべての事業者へ電話にて連絡を行い、かつ、市ホームページにて公開する。

(6) 入札辞退

入札辞退は自由とする。ただし、必ず事前に連絡及び「入札辞退届」(第6号様式)を提出すること。

7. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

久留米市契約事務規則第7条第2号により免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、月額契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上を納めるものとする。

ただし、久留米市契約事務規則(昭和50年久留米市規則第9号)第27条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

8. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額が入札書比較価格を超えるとき

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

9. その他入札に関し必要な事項

(1) 仕様書等の入手場所

久留米市ホームページからダウンロード (<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/index.html>)

ページ名:「電動裁断機賃貸借」に関する条件付一般競争入札の実施について

(2) 仕様書の内容に関する質問の受付期間、受付方法及び回答方法

① 受付期間

公告の日から令和3年7月14日(水)17時15分まで

② 受付方法

ホームページよりダウンロードした「質問書」(第5号様式)を、下記メールアドレス又はFAX番号宛てに送付し、事務局へ電話にて着信を確認すること。

なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

③ 回答方法

令和3年7月16日(金)までに、市ホームページにて公開する。

10. 経費及び遵守すべき事項

- ① 提出資料作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。
- ② 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- ③ 提出資料は返却しない。
- ④ 提出資料は、公平性、透明性、客観性を期すため「久留米市情報公開条例」等の関連規定に基づき公表することがある。
- ⑤ 提出資料の内容について、本市より問い合わせを行う場合がある。
- ⑥ 提出資料作成のために久留米市から受領した資料等は、久留米市の了解なく公表又は使用することはできない。

11. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 応札が1者であった場合においても、その入札は有効とする。
- (5) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (6) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (7) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。
- (8) 売主指定のリース会社を介して賃貸借契約をする場合は、本市、リース会社及び売主との3者契約形態をとることが出来るものとする。

12. 問い合わせ先(事務局)

〒830-8520

久留米市城南町15番地3

久留米市 総務部 情報政策課 中村、石橋

電話：0942-30-9060

FAX：0942-30-9708

E-mail：jimukan@city.kurume.fukuoka.jp